

三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が三百五十万人もおり、その大半は、集団予防接種における針・筒の使い回しなどによる感染、国の責任による医原病とされている。

平成二十年一月、一定の要件を満たす薬害C型肝炎被害者へのみ、裁判手続きを経て、国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」が制定されたが、被害者の多くがカルテの保存義務の五年が過ぎて発症するため、救済特措法の対象から除外されており、手術記録、母子帳等の書面などにより、広く救済する枠組みにしないと救済されないのが実態である。

こうした中、B型・C型肝炎感染は国の責任であると明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成二十一年十二月に制定されたが、その後発表された「基本指針(案)」では全ての肝炎患者を救済する対策は具体化されなかった。

ついては、肝炎対策基本法に基づく救済を図り、また、救済特措法に基づいて救済枠を広げるため、次の事項について強く要望する。

- 一 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
 - 二 「救済特措法」の延長と同時に救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
 - 三 集団予防接種が原因とされる全てのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。
 - 四 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
 - 五 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などをはかること。
 - 六 医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
 - 七 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年八月三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
厚生労働大臣 細川律夫殿